

**第3回 門真市地域福祉計画審議会
議事録**

開催日時	令和3年12月20日(月) 午後2時～
開催場所	門真市役所 別館3階 第3会議室
出席者 (委員)	新崎委員、外山委員、藤江委員、浅崎委員、西川委員、篠田委員、安井委員、長田委員 森田委員、山岸委員、長谷川委員、白土委員、橋本委員、谷掛委員、田淵委員
欠席者	中井委員、中吉委員
事務局	福祉政策課 清水課長、鈴木課長補佐、浅井主査、福本 ジェイエムシー(株)大阪支店 小路、雨宮
議題	1 門真市第4期地域福祉計画素案について 2 今後のスケジュールについて 3 その他
資料	【資料】 門真市第4期地域福祉計画素案 【参考資料】 パブリックコメント概要 【当日配付資料】 門真市地域福祉計画審議会 委員名簿 第4回門真市地域福祉計画審議会 日程調整表

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>皆様、こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきます。福祉政策課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今より、第3回門真市地域福祉計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日は年末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、委員17名中15名の出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、第1回審議会にて、会議の公開が承認されておりますが、本日、傍聴者が1名お越しになっておられますことをご報告いたします。</p> <p>本日の会議につきましては、後日会議録の作成が必要なため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をお願いします。本日の資料は、事前にお送りいたしましたもので、次第、門真市第4期地域福祉計画素案、参考資料として、パブリックコメント概要、その他、本日配付資料といたしまして、門真市地域福祉計画審議会委員名簿、第4回門真市地域福祉計画審議会日程調整表。以上でございます。資料は全て揃っておりますでしょうか。もし、不足の資料がございましたら、おっしゃってください。</p> <p>本日は3回目の審議会ということですが、前回ご欠席の委員をご紹介します。門真市医師会、外山学委員です。よろしくお願いいたします。なお、公募市民代表、中吉美智委員につきましては、欠席とのご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第によりまして、会議を進行いたします。これ以降の議事進行については、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条により新崎会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
新崎会長	<p>皆さん、改めましてお忙しい中、お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今はコロナウイルスも収束傾向ということですが、またオミクロン株がどのような状況になるのかと予断を許さない状況だと思います。去年の3月、4月ごろには、ポストコロナ社会というふうにお話をされていたところが、今はウィズコロナ社会ということで、感染リスクを抱えながらも、人と人との関</p>

事務局	<p>わりを深めていこう、そういった目的の中で、今回地域福祉計画を策定させていただきます。今回は、素案につきましてご審議いただき、皆様のご意見をもとに事務局で修正・加筆していただいたものを再びご審議していただくという形になっています。</p> <p>それでは、議事進行に移りたいと思います。議題1、門真市第4期地域福祉計画素案につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、門真市第4期地域福祉計画素案について説明します。第1章と第2章については、第1回、第2回審議会に既に説明しているため変更点や新たに追加した点についてのみ説明いたします。</p> <p>では、第1章から説明します。第1章では「計画策定にあたって」として、「計画策定の趣旨」、「地域福祉とは」、「地域共生社会とコロナ禍の影響」、「地域福祉計画の位置づけ」、「計画の期間」、「計画の策定方法」について記載しています。</p> <p>5ページ上段の3の(2)をご覧ください。コロナ禍における影響に関する記載を新たに追加いたしました。ここでは、新型コロナウイルスの影響により生活環境が変化し、高齢者の心身の機能低下が懸念され、孤独・孤立等の問題が深刻化していること。また、感染防止に取り組みつつオンラインの活用等により新たなコミュニケーションや支援のあり方について考える必要があることを記載しています。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。ここでは、地域福祉計画の計画期間について記載しています。本計画は、門真市における福祉の総合的な理念を示すものであり、各分野の基盤となる計画であることから、総合計画との整合性を図るため、次期総合計画の策定の翌年度に改訂することとし、令和4年度から令和12年度までの9年間の計画の期間としています。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて、計画期間中においても見直しを行うこととしています。</p> <p>次に、8ページをご覧ください。ここでは、計画の策定方法について記載しています。計画の策定に当たっては、市民アンケート調査等により地域福祉に関する現状を把握し、策定委員会で計画内容の検討を行うとともに、当審議会において計画について審議を行い、策定いたしました。</p> <p>次に、第2章「門真市の地域福祉における現状と課題」について説明します。第2章では、「人口推移等の各種統計資料」、「市民アンケート調査結果の抜粋」、「第3期計画の総括」、「第4期計画に向けて取り組むべき課題」について記載しています。11ページから17ページの人口推移等の各種統計資料につきましては、11月末に2020年の国勢調査の結果が公表されたことから、データの出典元</p>
-----	--

が国勢調査となっている調査項目については、新たに 2020 年のデータを追加いたしました。

21 ページをご覧ください。⑦障がい者相談件数の変更点について説明します。障がい者相談件数については、2019 年度から減少しており、当初「2019 年度以降は 6,000 件を下回っています」と記載しておりましたが、前回の審議会において西川委員より「グラフに反映されない計画相談支援員による福祉サービスの相談があり、実際は減少している印象はない」とのご指摘をいただきましたので、2019 年度以降は、福祉サービスの相談を受けることができる計画相談支援員の活用により統計上の相談件数は減少しています」と記載を変更しました。

次に、22 ページをご覧ください。⑩人権相談件数について、新たに追加しています。前回の審議会において、白土委員より門真市における人権相談の状況等を周知するため掲載を検討してほしいとご意見をいただきましたので、追記いたしました。

23 ページからはアンケート調査結果の抜粋を記載しております。31 ページをご覧ください。問 30 の「現在、あなたは次のいずれかの活動によって福祉とかわかっていますか」につきまして、グラフの一番下の「福祉に関わる活動はしていない」については、当初掲載していませんでしたが、長田委員より「福祉に関わる活動をしていない」と回答の方が約 55%いらっしゃる現状についても記載した方がよいのではないか、とのご意見をいただきましたので、追記しています。

次に、第 3 章「基本理念と計画の考え方」について説明します。38 ページと 39 ページをご覧ください。38 ページでは基本理念を第 1 期から引き続き「共に創るあったか福祉都市」としています。39 ページでは基本理念の実現に向けた基本的な考え方とし、基本目標を記載しています。基本目標Ⅰを「地域福祉のコミュニティづくり（人づくり・地域づくり）、基本目標Ⅱを「包括的な支援体制づくり」、基本目標Ⅲを「安心・安全に地域で生活できるまちづくり」とし、その内容や趣旨などについて記載しています。

次に、40 ページをご覧ください。ここでは、福祉に関わる圏域について記載しております。前期計画と異なる点として、門真市と小学校区のあいだに中学校区に相当する地域会議、地域包括支援センターを追加しています。

41 ページに施策の体系を示し、基本理念、基本目標、基本施策を記載しています。

次に、45 ページをご覧ください。第 4 章の「施策の展開」につきましては、前回の会議で体系図として、基本施策、取組項目を検討していただきました。

では、基本施策 1 「誰もが理解しあい支え合える意識づくり」から説明いたし

ます。ここでは、取組項目を3つ置いており、取組項目の1つ目は「身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡充」とし、取組内容の例として「児童・生徒に対する福祉に関する学習の機会の充実」ほか3事業を挙げています。取組項目の2つ目は、「地域での福祉活動を促進するための意識啓発」とし、取組内容の例として「福祉課題（障がい・認知症・ひきこもりなど）に係る意識啓発」ほか1事業を挙げています。取組項目の3つ目は、「地域福祉の推進につながる情報の発信」とし、取組内容の例として「わかりやすくアクセスしやすいホームページの作成」ほか4事業を挙げています。そして、基本施策ごとに地域みんなでできることとして、市民の皆様が取り組めること、各種団体が進めていくことなどを記載しています。そして最後に、めざす姿として、それぞれの基本施策ごとに目標とする将来像を記載しています。基本施策1のめざす姿は「認知症サポーター養成講座など福祉学習の機会が増えることにより、地域に住む人々がお互いに理解しあい、困っている人に声をかけ、気軽に助け合えるまちになっています。」としています。

次に、46ページをご覧ください。基本施策2は「地域で活躍する人づくり」とし、取組項目を2つ置いています。取組項目の1つ目は「地域福祉を担う人材の発掘・育成」とし、取組内容の例として「ファミリー・サポート・センターの相互支援活動の実施」ほか6事業を挙げています。取組内容の2つ目は「気軽に集える場の創出（交流機会の拡大や社会参加支援）」とし、取組内容の例として「歩こうよ歩こうね運動の実施」ほか8事業を挙げています。

47ページをご覧ください。基本施策2のめざす姿は「住民が気軽に集える場と住民同士の交流が増え、いきいきと活動するまちになっています。」としています。

次に、48ページをご覧ください。基本施策3は「地域福祉活動の促進」とし、取組項目を4つ置いています。取組項目の1つ目は「団体への活動支援」とし、取組内容の例として「老人クラブ連合会への活動支援」ほか3事業を挙げています。取組項目の2つ目は「ボランティア活動の推進」とし、取組内容の例として「社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおけるボランティア活動の推進」ほか3事業を挙げています。取組項目の3つ目は「身近な地域での見守り、支え合い活動の促進」とし、取組内容の例として「救急医療情報キットの配付」ほか3事業を挙げています。取組項目の4つ目は「多様な主体による地域貢献活動の創出」とし、取組内容の例として「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域課題の解決に向けた新たな活動の創出」ほか3事業を挙げています。

49ページをご覧ください。基本施策3のめざす姿は「多様な団体等が活動し、

さまざまな地域課題に取り組むことで地域の福祉力が向上しています。」としています。

次に、50 ページをご覧ください。基本施策4は「組織横断的な支援体制の整備」とし、取組項目を2つ置いています。取組項目の1つ目は「相談対応力の向上」とし、取組内容の例として「分野を問わない福祉の総合相談窓口であるコミュニティソーシャルワーカーの相談支援機能の向上」ほか1事業を挙げています。取組項目の2つ目は「分野を超えた組織間連携」とし、取組内容の例として「市役所内の関係各課が連携し、課題解決を図るための仕組みづくりを検討」ほか3事業を挙げています。

51 ページのイメージ図をご覧ください。これは、門真市の包括的支援のイメージをわかりやすく表した図です。少子高齢化や核家族化などの社会的変化により、地域で日々おこる様々な課題は、既存サービスだけでは対応できないものや、複合的な要因によるものも多くあるため、従来の縦割り型の支援だけではなく、包括的な支援が求められていることから掲載しています。

次に、下段のめざす姿をご覧ください。基本施策4のめざす姿は2つ挙げており、1つ目は、「困りごとを抱えた人が身近な窓口で悩みを相談でき、適切な支援や継続的な支援につながる体制が整っています。」とし、2つ目は「複雑化・複合化した課題を解決するために、分野を超えて支援できる組織横断的な協力体制が広がっています。」としています。

次に、52 ページをご覧ください。基本施策5は「生きづらさを抱える人への支援」とし、取組項目を3つ置いています。取組項目の1つ目は「生活困窮者への支援」とし、取組内容の例として「子どもの未来応援チームによるアウトリーチ支援」ほか1事業を挙げています。取組項目の2つ目は「さまざまな自立支援の促進（住まい・再犯防止）」とし、取組内容の例として「大阪府と連携した住まいの確保（Osaka あんしん住まい推進協議会）」ほか3事業を挙げています。取組項目の3つ目は「自殺防止の推進」とし、取組内容の例として「さまざまな場面で悩みを抱える人の自殺のサインに気づき適切な支援につなぐ」ほか2事業を挙げています。

53 ページをご覧ください。基本施策5のめざす姿は3つ挙げており、1つ目は「経済的な困難を抱えている人が就労等により安定し、自立して暮らせるまちななっています。」として、2つ目は「保護司をはじめとした更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや就労支援を行う協力雇用主など、関係機関や団体と連携し、罪を犯した人等の立ち直りを支えることにより再犯者率が減少しています。」として、3つ目は「市民一人ひとりがSOSを発している人の存在に気づき、見守り、手を差しのべられるあたたかいまちななっています。」としています。

54 ページをご覧ください。基本施策6は「権利擁護の推進」とし、取組項目を3つ置いています。取組項目の1つ目は「地域における相互理解の促進」とし、取組内容の例として「さまざまな人権課題の啓発」ほか3事業を挙げています。取組項目の2つ目は「虐待の早期発見・対応」とし、取組内容の例として「高齢者虐待の防止、高齢者虐待の被虐待者及び養護者への支援のため、会議や研修会の開催」ほか3事業を挙げています。取組項目の3つ目は「判断能力が十分でない人への支援」とし、取組内容の例として「社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（金銭管理）の周知及び利用促進」ほか3事業を挙げています。

55 ページをご覧ください。基本施策6のめざす姿は2つ挙げており、1つ目は、「地域における顔の見えるつながりがあり、権利侵害や虐待等の問題があったときに気づき、支え合えるまちになっています。」とし、2つ目は「成年後見制度や日常生活自立支援事業について知っている人が増えており、制度を適切に使えることで、判断能力が十分でなくても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになっています。」としています。

56 ページ、門真市成年後見制度利用促進計画をご覧ください。これは成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が市町村に求められていることから、本頁を「門真市成年後見制度利用促進計画」として位置づけるものです。成年後見制度利用促進のための取組として、(1) 成年後見制度に関する周知・啓発、(2) 多様な担い手による権利擁護支援の機能強化(3) 地域連携ネットワークの構築を挙げています。また57ページには、地域連携ネットワークのイメージ図を掲載しています。

58 ページをご覧ください。基本施策7は「災害時の安心・安全の仕組みづくり」とし、取組項目を2つ置いています。取組項目の1つ目は「災害への備えや支援」とし、取組内容の例として「密集市街地の改善」ほか2事業を挙げています。取組項目の2つ目は「避難行動要支援者の支援」とし、取組内容の例として「高齢者、障がい者などの支援が必要な人が円滑に避難するための方策の検討」ほか3事業を挙げています。

下段をご覧ください。基本施策7のめざす姿は2つ挙げており、1つ目は、「災害時に安全に避難できるよう事前の準備や避難方法の確認ができており、地域で助け合える関係が築けています。」とし、2つ目は「災害時に自力での避難が困難な人や避難所での生活に配慮が必要な人も含め、誰もが円滑に避難できる仕組みができています。」としています。

60 ページをご覧ください。基本施策8は「すべての人にやさしいまちづくり」とし、取組項目を2つ置いています。取組項目の1つ目は「快適で利用しやすい生活環境の整備」とし、取組内容の例として「ICTを活用し、さまざまな行政

	<p>サービスを気軽に受けられる環境の整備」ほか 10 事業を挙げています。取組項目の2つ目は「防犯活動の促進」とし、取組内容の例として「キッズサポーターによる登下校時の見守り」ほか 4 事業を挙げています。</p> <p>61 ページをご覧ください。基本施策 8 のめざす姿は 2 つ挙げており、1 つ目は「バリアフリーやユニバーサルデザインなど福祉の視点が身近に感じられる街なみが広がっています。」とし、2 つ目は「市民一人ひとりの防犯に対する意識が高まり、危険箇所の把握や地域でのパトロール、見守りなどが活発に行われ、事故や犯罪の少ない、安全に暮らせるまちになっています。」としています。</p> <p>次に、65 ページをご覧ください。第 5 章の「計画の推進」について、説明いたします。ここでは、計画の推進に向け、様々な主体が協働することが必要不可欠であることや、計画の周知方法、計画の進捗管理として、門真市地域福祉計画推進協議会において毎年度審議し、評価いただくことを記載しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
新崎会長	<p>ありがとうございました。たくさんのご報告ですので、皆様、何かお気づきの点や、以前ご指摘いただいた分でまだ変更していなかった点や、もうちょっとこの辺はどうだろうかというようなご指摘をいただければと思いますが、いかがでしょうか。挙手していただければありがたいです。</p> <p>皆さんに考えていただく前に 1 つだけ。すごく初歩的なことなんです、5 ページのコロナ禍における影響というところの 3 行目ですが、「外出機会の減少による高齢者の心身の機能低下」と書いていますが、これに「等」ぐらいを入れておいて、ほかの方々、学生などでもなかなか外出がしんどくなってしまうたり、障がいのある方々の外出が減ってきているという問題などもあると思うので、高齢者だけに特化せずに「等」という言葉を入れるとなじみやすいかなと思いますので、その辺をお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。ほかに何かお気づきのことなどがあれば、ご質問でも結構ですので、お願いできればと思います。</p>
谷掛委員	<p>今回素案を再度確認して気づいたのですが、17 ページの自殺者数の推移の本文で「近年減少傾向で推移しています。」と記載されていますが、2020 年、門真も増加しています。恐らく、コロナ禍による自殺者数の増加ではないかと気になり、下段の大阪府と全国もどちらも増加傾向になっています。自殺者数の増加に注意が必要かと思うので、記載例として、「門真市としては減少傾向であるが、全国、大阪府では増加傾向が見られており、コロナ禍による自殺者数の増加が門真市においても懸念されます。」というような内容がいいのではないかと 1</p>

	<p>点目です。</p> <p>次に 21 ページですが、家庭児童相談件数の推移と内訳で「養護」という言葉がありますが、「養護」という言葉が、市民の方にわかりにくいのではないかと少し気になります。児童虐待以外の相談は全て「養護」と書いておられるならわかりやすい言葉にされてはどうかと思います。</p> <p>最後に 52 ページ、基本施策 5 の生きづらさを抱える人への支援で、「地域みんなのできること」で、「自殺に関することを正しく理解し、自殺予防について考えてみる」と書かれていますが、もう少し詳しい内容にしてはどうかと思います。例えば、「自殺者数の状況や自殺の原因などを正しく理解し、自殺予防でできることを考えてみる。」もしくは、もう少し前向きな内容として書けそうなのであれば、「自殺予防についてできることを考え行動してみる。」と書けたらいいのではと思いました。以上です。</p>
新崎会長	<p>大切なご指摘ありがとうございます。17 ページの自殺者の推移というところでしたら、最近も有名な方の自殺があったり、私も授業などでお話しているのが、日本の場合 14 歳から 39 歳までの中学生から若者と呼ばれている方の自殺が死亡原因ではトップということ、若者のそういった部分についても少し触れていくというところもいいかもしれないですね。ありがとうございます。もしよろしければ、今言っていた 52 ページのところを、また事務局にお話いただければと思います。</p> <p>それから 21 ページですが、これは事務局、「養護」というのは、今、谷掛委員にご指摘いただいた部分でよろしいのでしょうか。ちょっとお聞かせいただいてもいいですか。</p>
事務局	<p>説明いたします。養護に関する相談につきましては、児童虐待以外の子育てに関することや発達に関することの相談になりまして、児童虐待以外の相談を「養護」と言います。ですので、記載方法につきましては、21 ページのところですが、「虐待相談が大半を占めていますが」、そのあとに「子育て、発達など」を追加して、「虐待相談が大半を占めていますが、子育て、発達など養護に関する相談も約 1 割となっています。」としたらわかりやすいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。</p>
新崎会長	<p>修正提案ありがとうございます。それから最後のところ 52 ページでも、先ほどご指摘させていただいたように、やはり今、コロナの関係で、ご自身で命を絶ってしまうという方のことも本当に心配ですので、その辺の部分を少し書き加え</p>

西川委員	<p>ていただければと思います。</p> <p>あとはいかがでしょうか。何かお気づきのことやご質問でも結構ですが、よろしければご指摘ください。</p> <p>55 ページの主な虐待相談窓口というところです。障がい者虐待の相談窓口、この虐待防止センターが主軸という形にはなっているんですが、それ以外に4機関があります。加えて、夜間の相談対応もとっているという形になるので、この表記に関して、多分、障がい福祉課と相談されて、こう記載されているかと思うんですが、これで間違いなかったのかということだけ確認をと思って。また、障がい福祉課と詰めていただければと思います。</p> <p>加えて、もう1つは15 ページ、保護率のところ。慣れている方は保護率ではパーミルを必ず使うかと思うんですが、一般の方はパーミルというのは慣れてなくて、それまでずっとパーセントで来たときに、急にこの50パーミルという数字がどうなのかなと。ただ保護率では、どこでもパーミルを使っているので、ちょっと難しいかなと思いますが、一般向けにしては、パーミルを使うのであれば、説明文を入れるとかしたらいかがでしょうか。</p>
新崎会長	<p>下段のところに1/1000と書いていただくとか、ちょっとわかりやすいご説明がいただければということですね。ありがとうございます。</p> <p>今、ご指摘いただいた部分につきましては、1つは相談窓口につきましては、一度確認いただいて、できるだけアクセスしやすいようにという形で、間違いでなければそういう機関も出していただくというのもいいのかなと思います。その辺は事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>担当課と調整して記載方法を検討させていただきます。</p>
新崎会長	<p>ありがとうございます。あとはいかがでしょうか。</p>
長田委員	<p>今、西川委員からご指摘があったところ、55 ページの相談の窓口のところですが、前回の3期のときにも、できればファックス番号もわかるところは書いていただけたらいいかなということで、前回もここに書かれてはいなかったんですけども、もしあれば、書いていただきたいと思っているのと、今は結構スマホなどで相談される方も多いので、メールアドレスとかもあれば載せていただくと、もっと若い人たちも相談できるのかなと思いました。</p>

新崎会長	メールとかはご相談もしやすいですし、アクセスの後で追いかけてもしやすいのでね。ご指摘ありがとうございます。その辺のご指摘についていかがでしょうか。
事務局	確認して載せさせていただきます。
新崎会長	どうもありがとうございます。
長田委員	もう1つよろしいですか。表のところなんですけど、第2章の表がたくさん出ているところで、先ほどの説明で、統計が出ているところは載せさせていただきましたということだったんですけども、2020年が出ていないところが12ページの出生率のところと、15ページの要介護と生活保護のところと、20ページのシルバー人材センターの推移のところと20年のものが出てないんですけども、一般的にはもうそろそろ出てもいいのかなと思うようなところなんですけれども、それが出ていないのは何か理由があるのかなと思いました。
事務局	門真市の統計書を出典元としているんですけども、まだ2020年のデータが出ていないので載せられていない状況です。
長田委員	計画書ができるまでには載りますか。ほかのが全部20年まで出ているのに、なぜここが19年でとまっているのかが。
事務局	できる範囲で、2020年度の数を確認できる範囲で載せさせていただきたいとは思っているのですが、いろんな担当課にまたがっている数字ですので、今すぐに福祉政策課で載せますというふうにはお伝えできないのですが、製本に間に合う範囲で載せさせていただきたいと思います。
新崎会長	もし難しければ、「現在発表されている最新の統計のところを出しています。」という文言を入れられてもいいかもしれないですね。そしたら、何か問い合わせがあれば、そういう形で、2019年の部分しかまだ作成時にはできていませんでしたとお答えすることができると思いますので。ご指摘ありがとうございます。 あと何か細かいところでも結構ですし、ご指摘いただければと思います。
長田委員	40ページの圏域の考え方のところで、先ほど説明していただいたんですけど、地域会議と地域包括支援センターを中学校区にとおっしゃってたんですけども、ここには中学校区という言葉は入れないのですか。ここだけ何もないのかなと。

事務局	<p>現在、地域会議が中学校区に全て設置されているわけではないのです。ですので、小学校区と門真市の間のおおよそ中学校区というイメージで、ここでは掲載させていただいています。また、地域包括支援センターも5包括あるのですが、中学校区ごとに置かれているという訳ではなく、おおむね、ある程度、それに準じたように置かれているかと思うのですが、中学校区とまでは言い切れないという現状がございまして、今、中学校区と書けていません。門真市区域と小学校区域の間に地域会議、地域包括支援センターという区域がありますということだけ表しているところです。</p>
新崎会長	<p>ありがとうございました。</p>
藤江委員	<p>前回の8月のときに皆様からの修正とかで、おおむね反映されているかとは思っているんですけども、22ページのところで、前回、白土委員から人権相談の件数をということをご提案いただいて、今回そこに書いてもらってるんですけども、件数的に、改めて年間これだけたくさんの人権に関する相談が寄せられているということで、非常に驚きもしながら見させていただいていますが、例えば2020年度の件数が大きく増えてますので、もし何か白土委員として、どういう傾向の相談があるということがあれば、そこも追記してもらったらと思うんですけども。</p>
白土委員	<p>延べということで、何回も同じ方が電話をしてこられたり、何回も相談に来られるという方が含まれています、特に昨年度が多かったかなと思います。ただ、今年になりまして、重複があまりない。でも、もう250件近くの相談があります。ですから、年度によっては、再相談というか、ここだったら話しやすいということで何回もご相談にこられたり、いらっしゃったりする状況です。特に20年度はそういう方が多かったということだと思います。</p>
藤江委員	<p>ぜひ、そういうことであれば、51ページのところに、門真市の包括的な支援イメージ図と書いていますが、そのところにも人権相談というのを入れてもらったほうが、権利擁護ということはこれから地域福祉の中でも大きなウエイトになってきますので、多分、今この中では人権ということを網羅するようなところは特にはないので、そこも入れてもらったらなと思いました。</p>
新崎会長	<p>51ページのところでいうと、あらゆる困り事への支援のところになるんですかね、人権相談は。その辺、このデータを変更することは可能ですか、今から。</p>

事務局	<p>いけそうであれば、今のご指摘は大切なご指摘だと思いますけれども。</p> <p>変更自体は問題ありませんので、追加を検討させていただきます。</p>
新崎会長	<p>ありがとうございます。</p>
白土委員	<p>とりわけ人権相談となりますと、市役所の中にもかなりいろんな部署がございます。ただ、私どものところに来られる方は、法律とか条例とかいうことで割り切れない、それに当てはめてどうだという判断ができない、非常に判断としては難しい問題がかなり含まれております。ですから、やっぱりあらゆる困り事の支援、人権相談というよりは、何でも相談というところがあります。その中のやはり3割、4割は市庁舎の中の各課にお願いしたり、今日来られている委員の機関の組織にお願いをしたりして一緒に考えていただくということで、人権というのは、とにかく何でもという、考え方や角度によっては関係しますので、ここの「あらゆる困り事への支援」というのは非常にいい表現というか、ありがたい表現かなと思います。</p>
新崎会長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。様々のご指摘をいただいて、よりブラッシュアップしたものを、今回3回目ということですので、次回はもうパブリックコメントにつながっていくと思いますので、少しでもお気づきのところとか、これはどうなのかなというご提案でも結構ですので、積極的にお話しただければと思います。</p> <p>外山先生、もしよければご指南いただければと思いますけれども。</p>
外山委員	<p>先ほども話題になりましたコロナ禍による影響のところ、5ページですが、本当に重要なことを指摘されているなと思うんですが、これが4章の施策の展開の中の、具体的に反映されている箇所があるのかというのがちょっと気になりましたので、質問させていただきたいです。例えばですが、新しい密を避けたつながりの形も求められているというところで、オンラインの会議や講習会、講演会、こういったものもだいぶ盛んになってきていると思います。今日、篠田さんが来られてますけれども、第1包括で地域ケア会議の圏域会議をオンラインと参加のハイブリッドで開催されたなど、そういった新しいつながりをつくる形は、盛り込んだほうがいいように思うんですけれども。</p>
新崎会長	<p>ご指摘ありがとうございます。以前、他市で地域福祉計画を立てたときは、5</p>

<p>外山委員</p>	<p>年計画なので、あまりコロナのことについて施策に反映させていると、5年後は どうなるんだろうという意見もありました。それは去年のことで、ポストコロナ という考え方では、コロナ禍の後ということで、あまり書き込みというのを避け たほうがいいという話もありましたが、今の状況では、オンラインとか、そうい った感染リスクを避けるということの取り組みも書いていくべきということ を指摘いただき、ありがとうございます。どの辺に、例えば具体的にに入れていっ たらいいとかいう提案などをいただければ。</p> <p>例えば 60 ページの「快適で利用しやすい生活環境の整備」の冒頭に I C T の 活用ということが書いてあるんですけども、こういったところで、オンライン の会議とか研修会、そういったものの環境整備であるとか、参加できる方を増や すとか、具体的に盛り込むのも 1 つかと思いました。実際、我々もいろんな情報 を発信するときに、オンラインの Zoom (ズーム) ですとか、そういうのを使った 研修会を企画させていただくんですけども、特に高齢の方は、なかなか難しい。 今だと、ちょっと設定すればスマホで見たりすることができるということもあり ますので、他市では、福祉の方が高齢者の方のところに出向いてサポートして、 参加できるようにしているという話も聞いたことがありますので、ご検討いただ ければと思います。</p>
<p>新崎会長</p>	<p>大変貴重なご指摘いただき、ありがとうございます。今、ご指摘いただいた ように、60 ページのところに、いわゆるコロナ禍の中で対面というところのポリ ュームの制限を受けている中で、オンラインの活用とか、そういったことを 3 段 落目のところに書き込まれていくと、とてもわかりやすいのかなと思います。多 分、他市で地域福祉計画を立てたときも、5 年前、10 年前に比べて、今回アンケ ートをとったときは圧倒的に SNS とか、そういった広報媒体の活用というのが 高齢者層も含めて増えているという現状がありましたので、今ご指摘いただいた 部分を検討し、ぜひ書き加えていただけたらと思います。</p> <p>いかがでしょうか。今回 9 年間という計画ですので、長い将来にわたってとい うことですので、なかなかどこまで書き込んでいいのかということは非常に悩ま しいところもあるんですけども、今ご指摘いただいた部分、少し施策のところ に必要なところには書き込んでいただけるような形にしていってもいいですね。 ありがとうございます。</p>
<p>西川委員</p>	<p>56 ページの門真市成年後見制度利用促進計画についてです。門真市では門真 市障がい者成年後見制度利用支援事業、あと、高齢者のほうも、たしか同じ事業</p>

	<p>があるかと思うんですが、申立費用であったりとか、後見人への報酬という部分を市が助成する制度となっています。通常、市長申立の方の助成という形になっているんですけども、門真市はそれ以外の方も対象になっているということを知っています。こういうものを促進していくためには、こういう事業の推進、周知というのが大事なのかなと感じたので、ちょっとこの部分の追記が可能なのかということを知りたいと思います。</p>
新崎会長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>西川委員がおっしゃったように、市長申立以外の方にも報酬助成とかいうことは、実際、門真市でも行っていることですので、そのことについて「引き続き取り組んでいきます。」とかいうことを入れられるかなと思っております。表現につきましては、また検討させていただきたいと思います。</p>
新崎会長	<p>相談窓口などは、どちらになるとかはもう決まっているんですか。</p>
事務局	<p>現在は、高齢の方の成年後見制度に関してでしたら高齢福祉課、障がいをお持ちの方でしたら障がい福祉課ということで分けた形にはなっています。今後、様々な方に対する窓口をどうしていくかというのを検討させていただくというふうにご検討をしております、それが今回の成年後見制度の利用促進計画の中で窓口を一本化するとか、そういったことはまだ決まっています。</p>
新崎会長	<p>はい。そこまではいいんですけども、私が門真市の施策のことがよくわからないのであれなんですけど、現在はこういう2つのところで受けていますという窓口までは書き込めるのではないかと思います。今後、後見人を受けやすいような形で検討を重ねてまいりますというような文言までは、9年間の計画ということなので、やりますではなくて、そういう検討を重ねていきますという書きぶりで書いていかれてもいいのかなと思います。その辺は西川委員、いかがですか。</p>
西川委員	<p>それで書いていただけるのであればありがたいと思います。</p>
新崎会長	<p>書いていけるかどうかですね、それが。窓口を紹介する、現時点で、例えば高齢の中での後見についてはこちらへ、障がいの場合にはこちらへということは、今やっておられるんですでしたら書き込むことは可能なんですかね。</p>

事務局	<p>先生が言っておられるところは、3番の地域連携ネットワークのあたりに紹介するというのでしょうか。</p>
新崎会長	<p>そうですね。資料を読まれたときに、そういった方々がどこに相談に行ったらいいのか、この文章だけでしたら、こういったことをやりますということだけで、ほかの部分については、相談先とかもちょっと書いておられますよね。虐待のところなんかでしたら。そのような形でご紹介してもいいのかなとも思ったので、ご指摘させていただいたんですけれども。</p>
事務局	<p>ちょっとまた高齢福祉課と障がい福祉課と相談してよろしいですか。</p>
新崎会長	<p>一応ご検討していただいて、可能であれば記載していただくとか、今、適宜検討中ですという形で書き込まれることはできるんじゃないかと思います。よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
新崎会長	<p>ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。もしなければ、次の議題に進んでいこうと思うんですけれども。おまとめ、ありがとうございます。ご審議いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、次の議題につきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、今後のスケジュールについて説明いたします。今回、ご検討いただきましたご意見を反映しまして、再度細かい修正や漢字間違い、文言修正等確認、修正を行った素案をもちまして、パブリックコメントを実施したいと考えています。参考資料のパブリックコメント概要をご覧ください。パブリックコメントの実施期間については、来年1月11日（火曜日）から1月31日（月曜日）の3週間を予定しています。閲覧場所については、福祉政策課、情報コーナーをはじめ、保健福祉センターなど公共施設において実施したいと考えています。なお、閲覧場所2行目の中塚荘につきましては、令和4年1月5日から3月末まで臨時休館となりましたので、一覧から削除していただくようお願いします。また、市ホームページにおいても意見の募集を行います。なお、パブリックコメントの周知については、「広報かどま」1月号及び市ホームページにおいて実施予定です。その後、パブリックコメントの意見の有無にかかわらず、審議会を開催し、計画案の最終確認を行っていただく予定です。この最終の審議会は2月下旬を予定して</p>

<p>新崎会長</p>	<p>います。日程調整を後日させていただきますので、ご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>また、本日の議事録については門真市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、2週間以内に市ホームページ及び情報コーナーにて公開することとなっておりますが、年末年始を挟みますことから、公開まで3週間程度見込んでおります。遅くとも1月上旬には議事録のご確認をお願いしますので、議事録がお手元に届きましたら至急ご確認いただきますようお願い申し上げます。年末年始のお忙しい時期に申し訳ありませんが、ご協力をよろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。事務局より、今後のスケジュールについて説明がありましたけれども、この点につきましてご意見、ご質問あればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。次回2月ということで、また日程調整をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは議題3、その他ですが、委員の皆様、何かご意見ありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。ないようでしたら第3回の門真市地域福祉審議会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程調整表をお配りしていますので、もし今、回答できるようであれば提出いただければ助かります。</p>
<p>新崎会長</p>	<p>日程調整表にご記入いただいた方は提出していただくか、また後でファックス等で提出してください。これで終了でよろしいでしょうか。では、本当にお忙しい中、ありがとうございました。お疲れ様でした。</p>